BIS 規制の見直し一銀行の株式保有の扱いについてー

新 BIS 規制は 2005 年の導入を目指し、現在、検討が進められている。今回の見直しでは、銀行の保有株式についても、従来よりもリスクセンシティブな自己資本上の対応をすることが予定されている。2001 年 8 月には、この点に関するワーキング・ペーパーが発表され、これまでの検討状況が示された。

1. 注目される新 BIS 規制上の株式の扱い

2001年6月の金融審議会報告に基づき、わが国では2004年より、銀行がその自己資本を超える株式を保有することが禁止されることは周知の通りである。しかし同時に強調されなければならないのは、2005年に導入予定の新BIS規制を通じても、銀行の株式保有に対する制約が課せられることになる点である。金融審議会では、日本は従来の立場を変え、新BIS規制の議論において銀行の株式保有のリスクをより厳しくとらえる手法(市場ベース方式)を支持していくべきとされた¹。

そこで、新 BIS 規制において株式の扱いがどうなるかが注目されているが、去る 8 月 7 日、ワーキング・ペーパー²が発表され、バーゼル委員会の検討状況がより明確になった。このワーキング・ペーパーは、来年初めに発表が予定される第 3 次市中協議案に備え、株式についてのこれまでの検討状況を公開し、各種のコメントを求めるためのものである。

以下では、まず BIS 規制の見直し作業全体像を紹介した上で、株式に関するワーキング・ペーパーの主な内容について解説する。

2. BIS 規制の見直し作業の進展状況

バーゼル銀行監督委員会は、1988年に現行のBIS 規制が導入されて 10年が経過した 1998年 3 月より、BIS 規制の見直し作業をスタートさせた。

1999 年 6 月には、最初の見直し案 (第 1 次市中協議案)、2001 年 1 月には第 2 次市中協議案が発表された。第 2 次市中協議案に対するコメント期限は2001 年 5 月であったが、こ

¹淵田康之「銀行の株式保有規制について」『資本市場クォータリー』2001年夏号参照。

² Basel Committee on Banking Supervision, Working Paper on Risk Sensitive Approaches for Equity Exposures in the Banking Book for IRB Banks, August 2001

■ 資本市場クォータリー 2001 年 秋

の間、全世界より 250 通以上のコメントが集まった。これらコメントや市中協議案発表後の委員会関係者らによる検討の結果、いくつかの見直しが必要と判断され、当初 2001 年末頃に予定された最終案公表を延期し、まず 2002 年初めに第 3 次市中協議案を提示し、2002年中に最終案を公表する運びとなった。この結果、新規制の実施時期も、当初 2004年と予定されていたが、2005年に延期された。

第2次市中協議案の見直しの方向性は、第1に所要自己資本の水準を現行並みにするという当初からのスタンスを堅持するために、第2次案で示された係数を見直すこと、第2にオペレーショナル・リスク分の自己資本を、所要自己資本全体の2割程度としていたが、これを引き下げること、第3に中小企業向け融資の取り扱いを見直し、所要自己資本の水準を引き下げること、以上3点である。

この見直し方針の発表は、2001年6月25日であったが、9月28日、オペレーショナル・リスクについては、所要自己資本額を現行規制の所要資本額の12%と、第2次市中協議案における20%から引き下げることを盛込んだワーキング・ペーパーが発表された。他の二つの見直し項目の取り扱いについては、引き続き検討が進められている。

この他、7月から 10 月にかけて、第 2 次市中協議案の段階では骨子のみしか発表されていなかったいくつかの項目について、以下のようにワーキング・ペーパーが相次いで発表された。

- ①デフォルトした貸出の内部格付け手法における扱い (2001年7月30日)
- ②株の扱い(2001年8月7日)
- ③ディスクロージャのあり方(2001年9月28日)
- ④オペレーショナル・リスクについて (2001年9月28日)
- ⑤特定の資産のみを返済源とする融資の扱い (2001 年 10 月 5 日)
- ⑥証券化の扱い (2001年10月12日)

3. 株式に関するワーキング・ペーパーの重要ポイント

以下、株式に関するワーキング・ペーパーを紹介する。特に重要なポイントは以下の点である。

-新BIS 規制上、銀行の保有株式の扱いについては、標準的手法と内部格付け手法があり、 内部格付け手法としては、信用リスクを把握する方式(PD/LGD アプローチ)³と株価変

³ PD は Probability of Default、すなわち倒産確率。LGD は Loss Given Default、すなわち倒産時のロス率。株式を保有している先の企業が倒産する確率はどの程度か、倒産した場合、どの程度のロス率となるか、といったことを踏まえて、必要自己資本を導出する考え方。

動リスクを把握する方式(市場ベースアプローチ)がある。今回、それぞれの手法に関して掘り下げた検討が紹介された。

- -市場ベースアプローチは、VaR を基本とする内部モデル方式と同時に、簡便方式も認める 方針が示された。簡便方式の場合の株のリスクウェイトは、350%程度になる可能性が示 唆されている。現行の株のリスクウェイトが 100%であるため、銀行の株式保有を大きく 抑制する方向に働くことになる。
- 内部モデル方式をとる場合でも、簡便方式の場合に要求される所用自己資本の半分を下限とすべきとされた。従って、仮に株価変動リスクの小さい株のポートフォリオを持っていたとしても、現行の株のリスクウェイト(100%)から算出される所要自己資本よりも、負担が大きくなることに変わりは無い。
- -PD/LGD 方式をとる場合のリスクウェイトは、最低 100% とされた。またロス率の想定が、 融資の場合が上位債権の場合 50%、劣後債権の場合 75% であるのに対し、株は 100% とされたため、同一企業向けの融資と株保有のリスクウェイトを比べると後者の方が高い設定となる(現状、株のリスクウェイトも融資のリスクウェイトも 100% と同一)。
- -PD/LGD 方式は、長期(最低 5 年)にわたり当該株式を保有する場合に選択できる方式とされた。また国によって、銀行の株式保有のリスクをより広範にとらえる方針から、PD/LGD 方式を採用しないこともありうる、とされた。
- -新 BIS 規制が発表される時点で既に保有されていた株については、10 年間は、本来内部 格付け手法を適用すべき場合でも、標準的手法を採用できるようにすることが検討されている。
- 当局は、株式保有が銀行の業務において大きなウェイトを占める場合は、標準的手法ではなく内部格付け手法の採用を要請すべきである、とされた。

4. ワーキング・ペーパーの概説

以上の点を含め、今回のワーキング・ペーパーの主な論点を紹介する。

1) 規制の対象となる株式や規制の適用の範囲について

- エクイティの性格のあるものは、議決権の有無に関わらず規制の対象。ワラントへの投資やパートナーシップへの出資も対象となる。転換社債についての扱いは検討中。
- 内部格付け手法を取る銀行の場合、以下のエクイティは規制対象外とできる。
 - ・債務のリスクウェイトがゼロである発行体が発行する株式。
 - ・各国が政策上、エクイティ投資を振興している特定のセクターの株式。ただし上限を Tier1 と Tier2 の合計の 10%、ないし Tier1 の 15%とする。またこうしたセクターへの投

■ 資本市場クォータリー 2001 年 秋

資について、各国が適切な監視や上限規制等、銀行の投資リスクを制限するような措置を適用していることが条件となる。これらの点についてはさらに検討する。

- -貸出について内部格付け手法をとる場合、エクイティについても内部格付け手法を適用するのが原則であるが、各国の裁量で、エクイティの保有が「重要 (material)」とされるレベルでない場合は、内部格付け手法採用銀行でも、エクイティについて内部格付け手法をとらないことも容認される。例えばエクイティ投資の総額が Tier1 と Tier2 の 10%を超える場合、10 銘柄未満の株式で Tier1 と Tier2 の 5%を超えるような場合は、エクイティの保有は重要なレベルとみなされる。
- -各国当局は、貸出について内部格付け手法をとらない銀行でも、エクイティについて内 部格付け手法の採用を要請することができる。特にエクイティポートフォリオが銀行の 業務において大きなウェイトを占める場合は、こうした要請をすべきである。
- -移行期の扱いについての結論は出ていないが、現状、新 BIS 規制が発表された時点で保 有されているエクイティについては、10 年間、本来内部格付け手法を適用すべき場合で も、標準的手法を採用できることが検討されている (グランドファーザー条項)。

2)銀行のエクイティ投資の扱いに関する留意点

(1)株式リスク管理に関する健全慣行基準の導入

今回、銀行勘定株式投資のリスク管理のあるべき姿についての基準が提示された。ここでは、株式投資は銀行にとって収益に貢献しうるが同時に大きなリスクを伴うとされ、役員会とシニアマネジメントによる監視、株式投資に関する適切な政策や制限の設定、管理システムの導入、適切な内部コントロールの必要性などが強調されている。特に内部コントロールに関しては、大手銀行で相当程度の株式投資を行なっている所は、投資プロセスや評価手法について定期的にインデペンデントなレビューを受けるべきとされている。

(2) 未実現利益の扱い

未実現の利益を自己資本 (Tier 2) の計算に勘案していることを考えても、所要自己資本を計算する上でのエクイティのエクスポージャーはグロス (未実現の利益を含めた金額) で考えるべきである。

(3)ファンドへの投資の扱い

投資先が株式と株式以外となっているファンドへの投資は、内訳が株式の方が多い場合は全体を株式への投資とみなす方法と、株式への投資の部分のみを株式として扱う方法がある。どちらかないし両方の方法を採用することが提案されている。ただし、どういう方法をとるかについては一貫していることが必要。

(4) ヘッジされた部分の扱い

特に市場ベースアプローチを採用する場合、ショートポジションやデリバティブでヘッジされた部分については株のエクスポージャーを相殺できる。

(5) 未実現利益の所要自己資本上の扱い

現状、未実現利益の45%を Tier2 にカウントできるが、これを見直すべきかどうかについては結論が出ていない。未実現利益を、所要自己資本から直接控除できるようにするという考え方も提示されている。市場ベースアプローチと PD/LGD 方式のどちらが採用されているか、あるいはグランドファーザー条項が適用されているかどうかによっても、扱いは異なると考えられる。

3) 株価変動リスクを把握する方式(市場ベースアプローチ)について

市場ベースアプローチとしては、各行が当局が認めるリスク管理のための内部モデルを 構築し、所要自己資本を計算する方法と、より簡便な方法の二つが提示されている。

(1) 内部モデル方式

内部モデル方式は、保有期間 4 半期、信頼区間 99.5%の VaR (四半期に 0.5%以下の確率で生じうる最大損失金額) に見合う自己資本の保有を求めるのが基本的な考え方である。保有期間を 1 年とする考え方もあるが、よりタイムリーにリスクが把握され、対応がなされると見られるため、四半期が妥当という判断がされている。なおトレーディング勘定の場合は、10 日間の保有期間で VaR が計算されている。計測にあたっては少なくともエクイティのワンサイクルの値動きを含む期間にわたるデータを用いることが要請されている。

内部モデル方式として VaR 以外の手法を採用することも排除されていない。エクイティ投資のリスクの評価モデルは、今後とも発展していく可能性があるためである。例えば 50 年に 1 度の事態が生じた場合どうなるか、といったヒストリカル・シナリオ・アナリシスの採用も考えられる。こうした手法を採用する銀行は、その手法が VaR を使う場合と同等に厳格なものであることを示す必要がある。当局はこの手法が適切性をレビューした上で利用を認める。

なお、内部モデル方式で算出される所要自己資本は、少なくとも、次に見る簡便方式で 要求される自己資本の半分以上でなければならない、とされている。

(2) 簡便方式

簡便方式は、内部格付け手法に移行したばかりの銀行や、量的・質的基準に満たないため内部格付け手法を採用できない銀行向けである。標準的手法をとろうとする銀行でも、そのエクイティの保有が大きい場合、当局は標準的手法ではなく、よりリスクセンシティブな手法としてこの簡便方式の採用を提示することも考えられる。

■ 資本市場クォータリー 2001 年 秋

バーゼル委員会は、過去からの各市場の株価指数のリターンのデータ、プライベートエクイティ投資のリターンのデータをもとに、別表のようなリスクウェイトの適用を提案している。

最終的には、上場株式、スモールキャップ等それぞれについて、レンジではなく、特定のリスクウェイトの数字が提示される予定である。以上の数値は、MSCI ワールド指数等、分散されたポートフォリオを用いて計測されたものであり、現実には、銀行はそれほど分散された株式ポートフォリオを持っていないことを勘案すると、上記のレンジで示された数値の上限の数値を採用することが妥当かもしれない、と指摘されている。

4) 信用リスクを把握する方式 (PD/LGD アプローチ) について

PD/LGD 方式により株式のリスクウェイトを求めるプロセスは、基本的に融資の場合と同じである。すなわち、発行体のデフォルト率を、データをベースに推計する。デフォルト時の損失率については、100%という融資よりも厳しい想定がなされる(通常の融資の場合は 50%、劣後債務の場合は 75%)。デフォルト率に対応したリスクウェイトを導く関数を使い、それぞれの保有株式についてのリスクウェイトが得られる。融資の場合は満期による調整があるが、株の場合について満期の要素をどう考慮するかは検討中である。リスクウェイトは 100%を下限とする。融資の場合は、優良企業向けの場合、100%を大きく下回るリスクウェイトとなりうるが、株ではそれが認められないわけである。

現行の株に対するリスクウェイトは、融資へのリスクウェイトと同じであるが、上記のようにデフォルト時の損失率が、融資より厳格に想定されるため、通常、同じ企業への融資と株式保有を比較した場合、後者のリスクウェイトの方がより高くなる。

PD/LGD 方式を選択できるのは以下のような場合とされている。

- ①上場株式で、長期的な顧客関係の一環として投資されており、短期にキャピタルゲインを実現することが期待されておらず、長期的にもトレンドを上回るキャピタルゲインが予期されていないもの。銀行が発行体と融資等ないし一般的な銀行取引の関係にあり、デフォルト率の推計値が用意に入手できる場合が殆どと期待される。一般的には銀行は長期(最低5年)にわたり当該株式を保有するものと期待される。
- ②非上場株式で、投資収益がキャピタルゲインに基づかず、規則的なかつ定期的なキャッシュフローに基づくもの。トレンドを上回る将来のキャピタルゲインが期待されておらず、含み益の実現も予定されていないもの。

なお、国によっては、信用リスク以外の株のリスクをとらえることを重視し、PD/LGD 方式を採用しないという選択をできるようにすることも検討中である。

新BIS規制案における株式のリスクウェイト案

①標準的手法

現行規制同様100%のリスクウェイトを適用

ベンチャーキャピタルや非上場株式については、各国の裁量で150%ないしそれ以上のリスクウェイトの適用も可。 標準的手法をとる銀行でも、エクイティの保有が大きい場合、当局はB-1の採用を推奨する可能性も。

②内部格付け手法

下記の二つの方式。既保有株式については10年間、標準的手法を提供。Aは、政策投資株式のみ適用可。

(PD/LGDアプローチ) リスクウェイトの算定

ノハノノエコーの弁定	
	(%)
倒産確率	ベンチマーク
	リスクウェイト
0.03	100
0.1	100
0.2	100
0.7	100
1	250
3	492
3 5	662
10	964
20	1250
20	

(PD=倒産確率 probability of default, LGD=倒産時損失率、loss given default)

A. 信用リスクを把握する方式 B. 株価変動リスクを把握する方式(市場ベースアプローチ)

B-1 簡便方式	株のリスクウェイト
上場株式	250~350%
スモールキャップや未公開	株 400~500%

B-2 内部モデル方式

VaRなどを使ってリスクを計測し、リスクに見合う自己資本を積む。例 えば、四半期に0.5%以下の確率で生じうる最大損失金額に見合う自 己資本を保有。邦銀の場合、リスクウェイトが400%程度になる見込み。

5. 今後の展望

わが国の場合、2004年までに株式保有規制を Tier 1 の範囲内とするという株式保有規制 が導入されるわけであり、まずはこの達成が優先されよう。その上で、新 BIS 規制におけ る株の自己資本規制に対処することとなるが、金融審議会の方針を踏まえ、前記の市場べ ース方式を尊重すべきところである。ただし、株価の動向や銀行の不良債権問題の行方も 不透明であることから、必要以上の混乱を避けるための配慮も要請される。株式保有に対 する新たな自己資本比率規制導入の目的は、短期的に株式の需給を悪化させることではな く、中長期的な金融機関の健全性の向上にあるからである。その意味で、今回の BIS のワ ーキング・ペーパーが、2005年以降の株式の扱いについていくつかの選択肢を示したこと、 また経過措置を導入する方針が示されたことを歓迎する向きもある。

しかしわが国において、株価の変動が金融システムの安定性に大きな懸念材料となって きたという反省を踏まえれば、2005年以降、銀行及び市場の動向を睨みつつも、できる限 り速やかに、かつ広範な金融機関に対し、市場ベース方式を導入していくべきであろう。

この場合、銀行は、株のリスクウェイト上昇で、保有株を単に自己資本のレベルまでに 低減させるだけでは不十分となり、さらに売却していくこととなる。こうした変化を見越 し、2005 年、あるいはその後の経過期間を待たずに、株式持ち合いに依存した従来型の企 業金融ビジネスのあり方から脱皮しようという銀行が相次ぐことも期待される。

(淵田 康之)